

個人情報の共同利用の取扱いについて

個人情報保護法では、個人情報を特定の者と共同で利用し事業を行う場合には、実施する事業内容等を明確にし、あらかじめ本人に通知または公表することとされています。

よって虹技健康保険組合（以下「当組合」という。）では、共同利用の内容の公表を、当組合ホームページへの掲載をもって行うことといたします。

◎健康診査結果の事業主との共同利用

1. 個人データを利用する趣旨

事業主と当組合が共同して健康診査（特定健康診査を含む）及び保健指導（特定保健指導を含む）を実施することが、被保険者の健康の保持・増進のために効率的・効果的であるため、共同で個人データを利用し、共同で事業を実施します。

2. 共同利用する個人データの項目

事業主が行う労働安全衛生法に定める健診項目（法定健診）、特定健診項目（質問票含む）、オプション検査等の付加検査項目

3. 共同利用者の範囲

（当組合）保健事業担当者、常務理事
（事業所）事業主

4. 利用目的

被保険者の健康の保持・増進のための健康診査（特定健康診査を含む）と健康診査後の保健指導（特定保健指導を含む）を実施するため

5. データ管理責任者の氏名または名称

（当組合）常務理事
（事業所）事業主

◎高額医療給付に関する健康保険組合連合会との共同利用

1. 個人データを利用する趣旨

健康保険法附則第2条に基づき、健康保険組合連合会（以下「健保連」という。）と当組合が共同で実施している高額医療交付金事業により、高額な医療費が発生した際に、当組合はその費用の一部の交付を受けます。この交付申請に際し当組合は、「診療報酬明細

書等」(以下「レセプト」という。)と「交付金交付申請総括明細書」を健保連へ提出します。健保連はこれを交付申請の審査・決定並びに高額医療費の分析に利用します。

2. 共同利用する個人データの項目

対象となるレセプト、交付申請に使用する「交付金交付申請総括明細書」の記載事項

3. 共同利用者の範囲

(当組合) 高額医療交付金交付事業担当者、常務理事

(健保連) 交付金交付事業グループ・高額医療担当職員

4. 利用目的

高額医療給付交付金交付事業の申請、審査、決定のため。高額医療費の分析のため。

5. データ管理責任者の氏名または名称

(当組合) 常務理事

(健保連) 交付金交付事業グループ グループマネージャー